



中小企業・小規模事業者、個人事業主向け
知って役立つ!使ってトクする!

平成
30^年
度版

税制改正



事業承継時の
負担を軽減したい!

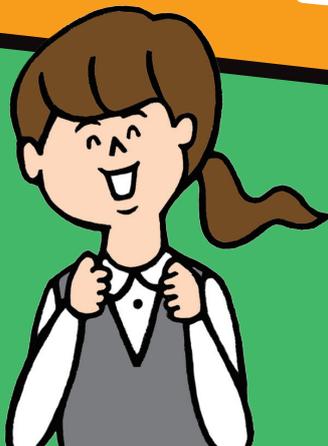


設備投資をして
生産性を高めたい!



社員の給与をアップしたい!

事務機器を
新しくしたい!



取引先を
増やしたい!

中小企業を応援する

"税制改正のポイント"を解説します



中小企業の事業承継支援を抜本強化します

事業承継税制の抜本拡充

利用できるのは
法人の経営者

相続税、贈与税



事業承継税制が大きく変わったと耳にしました。
10年以内に後継者に引き継ぐ必要があると聞きましたが、本当ですか？



事業承継の際の贈与税・相続税の負担を軽減する

「事業承継税制」が、今後10年間に限って大きく拡充されます！

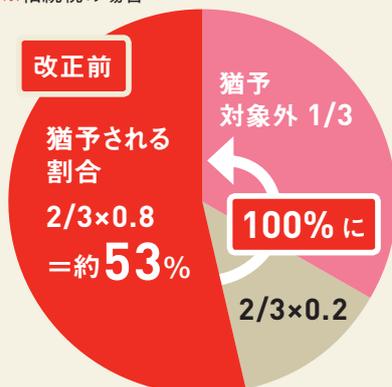
※2018年1月1日から2027年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。

ここが変わる

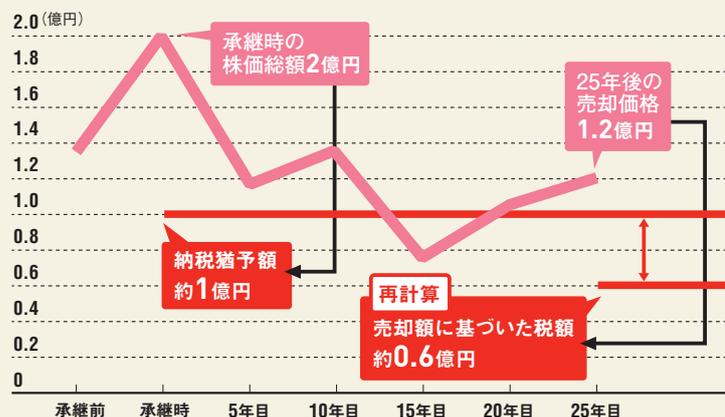
- 1** 対象株式数の上限を撤廃(2/3→3/3)し、猶予割合を**100%**に拡大することで、承継時の贈与税・相続税の現金負担を**ゼロ**にします。
- 2** 親族外を含む**複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象**に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援します。
- 3** 制度利用を躊躇する要因となっている雇用要件(事業承継後5年間平均で、雇用の8割を維持)を抜本的に見直すことにより、**雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能**にします。 ※経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要です。
- 4** 売却額や廃業時の評価額を基に**納税額を再計算**し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との**差額を減免**することで、経営環境の変化による将来の不安を軽減します。

1 猶予割合の拡大とは

※相続税の場合



4 納税額の再計算とは (イメージ)



今回、抜本拡充された特例を適用するにあたっては、

今後5年以内に承継計画(仮称)を都道府県に提出し、 計画的に承継を行いましょ！

※承継計画の様式は、確定次第、中小企業庁のホームページ等で公開いたします。

承継計画を提出しない場合は、従来の事業承継税制の適用になります。



そもそも事業承継税制とは

● 概要

非上場会社の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において経営承継円滑化法における都道府県知事認定を受けたときは、相続税・贈与税の納税が猶予及び免除される特例制度。

※本税制の対象となる自社株式は、後継者が相続・贈与前から既に保有していた分も含めて、発行済議決権株式総数の3分の2までの部分です。

● 贈与税

現経営者からの贈与によって後継者が取得した自社株式に対応する贈与税の納税が猶予・免除されます。

● 相続税

現経営者から、相続又は遺贈によって後継者が取得した自社株式の80%部分の相続税額が猶予・免除されます。



後継者には事業承継を機に
新しいことにチャレンジしてほしい。
何か使える支援策はないだろうか。

利用できるのは

法人 個人事業主

補助金、共済制度

事業承継を契機に、経営革新や事業転換を行う場合、

設備投資や販路拡大に活用できる補助金があります！



制度の詳細

● 事業承継補助金

- ・ 補助対象 設備投資、販路拡大、既存事業の廃業などに必要な経費
- ・ 補助率 1/2または2/3
- ・ 補助上限 150万～1,200万円
(類型により、補助率や補助上限が異なります。詳しくは下記中小企業庁のホームページ等をご確認ください。)

● 持続化補助金

- ・ 補助対象 商工会・商工会議所と作成した経営計画を基に取り組む販路開拓に係る経費
- ・ 補助率 2/3
- ・ 補助上限 50万円(賃上げや海外展開を行う場合は100万円、複数の事業者が連携した共同事業の場合は500万円が上限となります。)

補助金に関する情報は随時、
中小企業庁のホームページにて掲載しております。
詳細は中小企業庁のホームページでご確認ください。

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

● 小規模企業共済

経営者の退職後に備えて、小規模企業共済の活用もご検討ください。
月1,000円から掛金の設定が可能(上限70,000円)で、その全額を課税対象所得から控除できるなど税制面のメリットもあります。
詳細は中小機構のホームページでご確認ください。

中小機構ホームページ <http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

親族外への事業承継(M&A)の支援策を創設します

M&A時の減税措置の創設

利用できるのは

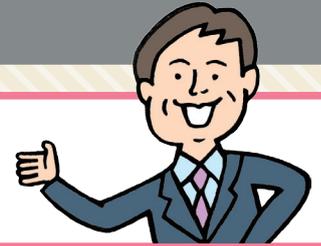
法人 個人事業主

登録免許税
不動産取得税

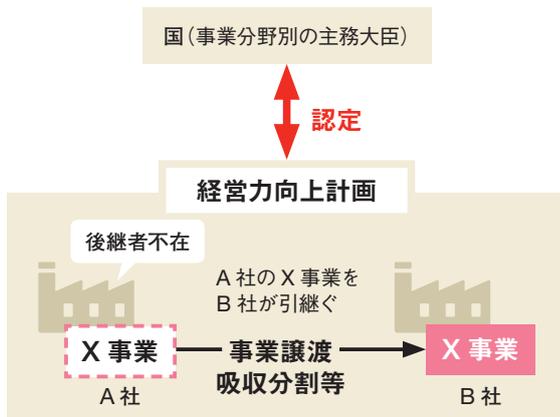


事業承継税制は株式の相続・贈与にしか使えない…
M&Aの際に使える税制はないですか？

経営力向上計画の認定を受けると、M&Aの際に発生する
登録免許税・不動産取得税が軽減されます！



制度の概要 (2019年度末まで)



登録免許税の税率

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%	1.6%

不動産取得税の税率

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)
土地住宅	3.0%	2.5% (1/6 減額相当)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3% (1/6 減額相当)

設備投資に係る固定資産税の特例を受けられます

利用できるのは

法人 個人事業主

固定資産税



設備投資をした際の固定資産税が0になると聞きましたが、本当ですか？

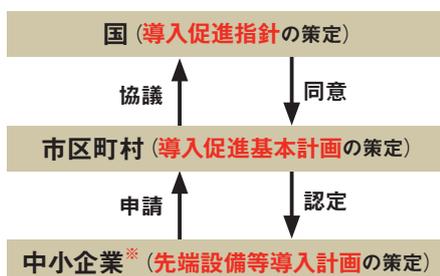
市区町村の判断により、生産性向上につながる新規設備投資の固定資産税が
3年間最大ゼロ※になります！

※3年間課税標準を市区町村の条例で定める割合(ゼロ~1/2)を乗じて得た額とする。



制度の概要 (2020年度末まで)

● 生産性向上特別措置法案



※中小企業基本法上の中小企業を対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等(大企業の子会社を除く)に限ります。

要件

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備への投資で、導入により労働生産性が3%以上向上するもの。

減価償却資産の種類 (最低取得価額 /販売開始時期)

機械装置	160万円以上/10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上/5年以内
器具備品	30万円以上/6年以内
建物附属設備	償却資産として課税されるものに限る 60万円以上/14年以内

賃上げを頑張る企業を徹底的に支援します。

所得拡大促進税制の延長・拡充

利用できるのは

法人 個人事業主

法人税、所得税



従業員への給与アップを検討しています。
法人税の控除が受けられると聞いたのですが、本当ですか？

従業員の給与を前年度より増加させた場合、

最大で増加額の25%を法人税から控除できます！



制度の概要 (2018年4月1日から2021年3月31日までに開始する事業年度)

● 通常

1人当たり平均給与^{*1}が前年度比で1.5%以上増加した場合

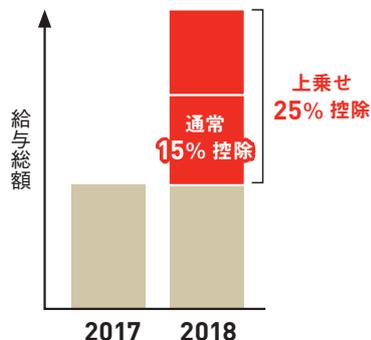
→給与総額^{*2}の前年度からの増加額の
15%を税額控除

● 上乗せ

1人当たり平均給与が前年度比で2.5%以上増加し、一定の要件^{*3}を満たす場合

→給与総額の前年度からの増加額の
25%を税額控除

※通常・上乗せいずれの場合においても、税額控除額は法人税額の20%が上限。



具体例

従業員数40人。前年度の給与総額が16,000万円(1人当たり平均給与400万円)の企業において

※従業員全員が継続雇用者^{*1}である場合。

● 通常の場合

1人当たり平均給与を408万円に増加(2%増加)させ、

給与総額が**320万円**増加した場合

→**320万円×15%=48万円の税額控除**

● 上乗せの場合

1人当たり平均給与を412万円に増加(3%増加)させ、

給与総額が**480万円**増加した場合

→**480万円×25%=120万円の税額控除**

※教育訓練費要件または経営力向上要件を満たさない場合は通常(15%)の税額控除。

※1=1人当たり平均給与(継続雇用者給与等支給額)

継続雇用者(前年度の期首から適用年度の期末まで全ての月で給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者)に支払った給与等の総額。

※2=給与総額(雇用者給与等支給額)

継続雇用者に限定しない、全ての従業員に支払った給与等の総額(役員等に支払った給与等は除く)。

※3=一定の要件

以下のいずれかを満たす場合。

①教育訓練費が前年度比で10%以上増加していること

②中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

(参考)前年度からの主な変更点

● 適用の要件

・基準年度(2012年度)の給与総額と比べて、適用年度において一定割合増加していること → 廃止

・平均給与等支給額が前年度以上 → 「継続雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加」に変更 ※「継続雇用者」の定義を見直し、計算方法を簡素化

● 税額控除

・基準年度からの給与総額の増加額の10%(一部22%) → 前年度からの給与総額の増加額の15% or 25%

IT機器等の少額減価償却資産の導入を支援します

少額減価償却資産の特例を延長します

利用できるのは

法人 個人事業主

法人税、所得税



従業員全員にタブレット型PCを導入することになりました。
何か使える支援はないですか？



30万円未満の減価償却資産を取得した際に、

合計300万円まで全額損金算入(即時償却)できます！



POINT

20万円未満の減価償却資産は3年間の均等償却との選択適用です。

取得価額	償却方法
30万円未満	全額損金算入(即時償却) ※ 2020年3月31日まで。
20万円未満	3年間で均等償却
10万円未満	全額損金算入(即時償却)

※本特例は中古品でも活用できます。

交際費を使い、売上維持・拡大を図る企業を支援します

交際費課税の特例を延長します

利用できるのは

法人

法人税



最近、交際費の支出が増えてきました。
確定申告の際、交際費はいくらまで損金に算入できるんですか？

中小企業においては、

**年間800万円までの交際費について、
損金に算入することが認められています！**



POINT

交際費のうち、**飲食接待費の50%**を損金に算入することも可能です(大法人も利用可)。

中小法人においては、**年間800万円までの損金算入**との選択適用です。

※どちらの特例も2020年3月31日まで。

中小企業の幅広い設備投資を後押しします

利用できるのは

法人 個人事業主

法人税、所得税、
固定資産税

固定資産税の特例 / 中小企業経営強化税制 / 中小企業
投資促進税制 / 商業・サービス業・農林水産業活性化税制



金属加工機が古くなってきたので、最先端の機械を導入したい。
高額な設備投資(約1,500万円)なので、何か使える税制はありませんか？

経営力向上計画の認定を受けると、

法人税・所得税の即時償却または**税額控除**が選択適用できます！

また、**固定資産税を3年間、2分の1**に軽減することもできます！

1,500万円の設備投資の場合、取得価額1,500万円全額を損金算入、または最大150万円(取得価額の10%)*
を法人税・所得税から控除できます。

*資本金3,000万円超~1億円以下の法人の場合は、最大105万円(取得価額の7%)。

また、固定資産税が3年間で、約23万円の軽減になります(耐用年数10年の場合)。



経営力向上計画の認定を受けなくても
使える税制もあると聞いたのですが…

経営力向上計画の認定を受けない場合でも、

30%の特別償却、7%の税額控除*が選択適用できます。

*資本金3,000万円以下の法人、個人事業主に限ります。



制度の概要 (2018年度末まで)

措置 対象	国税(法人税、所得税)				地方税
	中小企業 経営強化税制		● 中小企業投資促進税制、 ● 商業・サービス業・ 農林水産業活性化税制		固定資産税の 特例
	特別償却	税額控除	特別償却	税額控除	
個人事業主 資本金 3,000 万円以下の法人	即時償却	10%	30%	7%	3年間の課税標 準額を2分の1に 軽減
資本金 3,000 万円超~1億円以下の法人		7%		適用なし	

を付した部分の適用を受けるためには、原則設備取得前に、工業会証明・経産局確認を受けて経営力向上計画を申請し、認定を受けることが必要です。詳しくは中小企業庁ホームページをご確認ください。

各税制には、それぞれ対象設備や指定事業といった細かな要件があります。どの税制を適用することができるかは、中小企業庁のホームページを確認するか、税理士等の専門家にご相談ください。

消費税軽減税率制度に対応する際に 補助金が活用できます！



2019年10月1日から消費税軽減税率制度が実施されます。

中小企業・小規模事業者の方々に、制度への対応を円滑に進めていただくため、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などに要する経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」を用意しています。

複数税率対応として、2つの申請タイプがあります。

A型

複数税率対応レジの導入等支援

複数税率対応レジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするとき
に使える補助金です。

※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

B型

受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

制度の詳細

- 軽減税率補助金事務局ホームページ (<http://kzt-hojo.jp/>) をご覧ください。

問い合わせ先

- 補助金事務局コールセンターにご連絡ください。
電話番号：0570-081-222 ※通話料がかかります。 受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日除く）



掲載されている各種支援策については中小企業庁のホームページで詳細をご確認ください。

● 中小企業施策全般に関する問い合わせ先

北海道経済産業局 中小企業課	☎011-709-3140
東北経済産業局 中小企業課	☎022-221-4922
関東経済産業局 中小企業課	☎048-600-0321
中部経済産業局 中小企業課	☎052-951-2748
近畿経済産業局 中小企業課	☎06-6966-6023

中国経済産業局 中小企業課	☎082-224-5661
四国経済産業局 中小企業課	☎087-811-8529
九州経済産業局 中小企業課	☎092-482-5447
沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	☎098-866-1755



中小企業庁

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/>